

明治中期・大分県会における中学校論議

—— 中学校設立問題を中心として ——

永 添 祥 多

はじめに

一九九七(平成九年)年に県内の四高等学校、即ち、宇佐・杵築・臼杵・竹田の各校は創立百周年を迎える。したがって、これら四校の前身たる各中学校(当初は中学校分校)は、一八九七(明治三十年)年四月に設立されたのである。

しかし、その設立前年の第十八通常県会では、中学校増設を巡って激論がたたかわされ、いわば、難産の末の四校誕生であった。⁽¹⁾

第十八通常県会においては、中学校分校の設置場所や校数等が議員たちによって論議されたが、その論議は主として政治的背景に由来するものであって、必ずしも中学校教育に対する深い理解に基づくものではなかった。

ほとんどの議員たちは、確固たる中学校観や教育信念を持つことなく、自己の抛り所である党派や地域利益といった政治的背景によって発言し、教育論争が単なる政争と化してしまったのであった。当時の議員たちは、中学校を道路や鉄道等と同列の産業基盤として捉えていたのである。

元来、大分県はその成立当初から政争が激しく、「政争県」あるいは「政争王国」の異名をつけられる程であった。これは、近世の小藩分立の歴史からくる各地の独立・対抗意識が根底に存在したからであらう。

この当時の県会議員は、郡単位ごとに郡会が選出する、所謂複選法選出議員であった。したがって、必然的帰結として自己の地元利益を最優先課題として県会に臨んだことが推測される。

さらに、当時の県会では、豊州立憲改進黨の後身たる進歩黨勢力と、豊州会勢力が拮抗状況にあり、党派的にも激しい政争対立が存在していた。

これらの地域利益対立と党派対立が複雑に絡まったため、県会での大論戦となったのであった。

現代の社会では、教育は政治の影響を多く受け、政治によって教育が左右されるといった状況も多く見られる。公教育機関である学校の設立・運営が、時の中央政府や地方の政治権力によって規定されるといったことも多い。換言すれば、教育とその背後にある政治は表裏一体といっても過言ではない現状が存在するのである。

今から百年前の明治中期ごろ、果たして教育(特に中等教育)と政治(特に地方政治)の関係はどのようなものだったのだろうか。当時にあつては、中等教育制度も地方政治制度もまだ緒に付いたばかりで、現代とはその状況がかなり異なっていたはずである。現代のように、政治によって教育が大きく影響されるといった状況が存在したのだろうか。

筆者の今までの調査の結果では、明治中期も現代もその本質的狀況は変わっていない。むしろ、当時の方が現代以上に露骨な形で、政治が教育に介入している。このような典型例として、大分県会における中学校論議が位置づけられる訳である。

大分県の中学校設立問題については、先行研究¹⁾によって一部内容紹介がなされているが、それらはすべて論議の概要を述べたにとどまり、深く背景の分析にまで及んだものではない。

さらに、前記四高校関係者でも、これらの設立事情について知る人は少ないのではなからうか。

本稿では、明治二十九年第十八通常県会の中学校設立論議について、『明治二十九年大分県通常会日誌』(大分県立図書館蔵)を根本史料として用い、複数の視点から分析することによって、その背景を探ろうとするものである。さらに、それによって、明治中期の中学校教育と地方政治の関係を「設立」という事象を切り口に考察してみたい。

一、当時の中学校の状況と増設の動き

明治二十九年当時、県内には大分県尋常中学校とその中津分校しか存在せず、共に県立で、一本校一分校体制であった。

しかし、義務教育(尋常小学校四年)就学率の上昇、さらにそれに伴う高等小学校入学・卒業者(修了者)の増加によって、中学校入学志願者が急増し、ここに中学校設立問題が発生するのであった。

中学校入学志願者の急増とはいっても、もとより中農層以上のごく限られた階層の子弟のみであって、中学校がエリート学校として捉えられていたことには変わりない。ここでは、当時の県民の中学校観を分析すると共に、中学校増設の動きについても略述したい。

(一) 県民の中学校観 — 明治二十年代を中心に —

明治二十年代後半、即ち日清戦争ころから、同三十年代後半、即ち日露戦争ころまでの約十年間、全国的に中学校設立ブームが発生した。県内の場合もそれと同じ傾向を示し、結果的にはこの間に、四校が設立され、六中学校体制が確立する。

米田俊彦氏は、一八九三—一九〇三(明治二十六—三十六)年を「日清日露戦間期」として、中学校急増期に位置づけられている。そして、この急増期以前と以後とで、地域住民の中学校観が大きな変化を遂げ、それがブームの終息をもたらしたとき述べている。

ここでは、中学校設立問題が発生したころ、即ち明治二十年代を中心として、県民の中学校観はどのようなものであったか述べてみたい。

この当時の県民の中学校観を物語る史料は数少なく、筆者の調査結果によれば、四点しか存在しない。

まず第一の史料としては、『有永家文書』(大分県立先哲史料館蔵)があげられる。この文書のなかに、東国東郡の中学校設立運動(明治二十九年、結果的には失敗。)にかかわるものが含まれている。その中の『尋常中分校設置請願ニ関スル協議事

項』は、東国東郡民の中学校観を物語っており、大変興味深い。

この文書は、東国東郡内における中学校設立運動の方針確認事項ともいうべきものであるが、三項目からなっており、各々長文の理由が述べられている。

第一項は、「一東西国東二郡ヲ一区域トシ両子又ハ都甲ニ尋常中学位ノ設置ヲ請願スルコト」とあり、その理由文には、

是レヲ以テ今茲ニ東西国東二郡力ヲ戮セ一ノ中学位校設立ヲ請願シテ高等小学校ニ二年以上ノ希望者ヲ入学セシメ以テ東西国東郡ノ文運ヲ一層進歩セシメンコト我等年来ノ希望ニシテ只管之レカ実行ヲ期セント欲スル所ナリ

とある。

ここでは、地域社会の「文運ヲ一層進歩」させるため、換言すれば、単なる学校としてだけでなく、地域の文化興隆、さらに、卒業生による地域への還元効果をも中学校に期待していたように思われる。東国東郡のような辺境の地にあつては、まさに地域活性の切り札としての役割が中学校に期待されていたのであつた。

第三項は、「一西国東郡全部ノ応セサル場合ハ一郡独立して請願ヲナスコト」とあつて、東国東郡単独では運動の強力化が望めないため、西国東郡と合同しての設立運動を方針とするが、もし、西国東郡が合同に応じない場合、東国東郡だけで運動する方針を述べたものである。

この理由説明文には次のように中学校の必要性が述べられている。

戸数凡ソ一万一千余、人口殆六万ニ達シ海陸ノ物産饒多ニシテ殊ニ青華筵ノ特有産物アレハ其ノ富ノ度ニ於テハ他郡ニ超越スルモ決シテ相下ラサルモノナリ。然ラハ人物ノ生出ハ如何進取ノ氣象ハ如何ト問ハ、或ハ他郡ニ及ハサルカノ感ナキ

能ハス(中略)生存競争優勝劣敗ノ今日ニ於テ徒ニ順良ヲ以テ自ラ甘シ進取ノ氣象ヲ消磨シテ可ナランヤ。此レ等永遠ノ郡是ヲ定ムルハ先覚者ノ務メニシテ主トシテ教育ヲ盛ニシ人材ヲ養成セサル可ラス

ここでは、他郡や他地域との「生存競争」に勝つて、人材輩出・進取の気風育成、ひいては郷土の将来的発展のためには、中学校設立が必要であり、「先覚者」たるわれわれの任務であるとの決意が述べられている。

第一項と第三項の理由説明は若干文章表現が異なるが、底流にある中学校への思いは共通している。即ち、辺境たる東国東郡の文化興隆・地域発展のためには、まず教育(小学校以上の中等教育)による人材育成が必要であり、中学校の設立がそれらの地域の願望を達成してくれる決定打になると捉えているのである。このような中学校に託された期待を見る時、当時の地域住民の中学校観には、その現実の姿以上の過大かつ遠大なものが含まれていたと考えざるを得ない。だが、それは漠然としたものであって、具体的な教育内容や教育効果の期待(進学機能・完成教育機能)を伴ったものではなかったことも事実である。第二の史料としては、臼杵中学校第一回生の奥津幸三郎の回想談「臼杵中学校創設のころ」⁹⁾があげられる。ここには、

当時は小学校の四年間が義務制で、その上に置かれた四年制の高等科に進学することは、現代の大学進学ほどの意味をもっていた。高等科を卒業すれば、代用教員や役場の吏員が勤められた時代である。中学校ともなれば、高等科二年終了の上更に五か年の就業年限で、月額六十銭の月謝もかかる。

とあり、高等小学校卒でさえ、地方の十分な経歴であった時代の中学校の存在について言及している。

第三の史料としては、「岡視学官の学事視察談」¹⁰⁾があげられる。ここには、宇佐の例として、その設立過程の問題点に触れている。

宇佐町は分校の位置につきて大部(三)競争した、初めは四日市町と競争して之れに勝つたが、後にまた宇佐町の各区が競争してとうとう南宇佐が勝つたそれがため、南宇佐三百六十戸ばかりで敷地代金四千円と外に運動費一千円を負担して、そこで宇佐尋常小学校を逐ひ払つて寺の本堂へ推し込めて、その小学校の校舎を中学校に貸して仕舞つた(中略)彼等の眼中には中学校教育ばかりがあつて国民教育といふ大切なものがないのだ

宇佐の地域住民が、小学校教育を犠牲にしてまで、中学校設立に狂奔した有様が物語られている。なぜ、ここまで、宇佐の住民は中学校設立に狂奔したのであるうか。それは、先の東国東郡と同様な地域住民の中学校観が根底にあつたからではなからうか。

第四の史料としては、『学友会雑誌―創立四十周年記念号―』(第四十二号・大分県立宇佐中学校・一九三八)があげられる。これには、「二、宇佐町民の貢献」の項がある。ここには、宇佐の住民の中学校設立への献身的援助の様子が述べられている。

我が宇佐中学校の創設に際して宇佐町は敷地貳町余を提供し加ふるに道路の開削及其の償地其の他の経費数千円の巨額を要するに当り特に其の必要を感じたる南宇佐区民は老若男女の別なく全力を尽して建設に努力し或は身辺の道具を抛つて之に応じたばかりでなく遂には天災地変の際罹災者救護の用に蓄積したる約一千円の共有金をも其の用に蕩尽したとのことである

先の視学官の視察談とも関連するが、中学校誘致に成功した南宇佐地区のすべての住民が、自分の生活を切り詰めてまで中学校建設に協力して、地区の緊急用資金まで流用するといふ猛烈な力の入れようであり、尋常ではない。単に学校を設立するというのであれば、このようにまで力を入れるとは到底考えられない。

その証拠には、高等小学校を犠牲にしてまで中学校設立に狂奔しているからである。南宇佐の住民たちにとっては、小学校ではなく、中学校でなくてはならなかったのである。ここにも、一連の共通した中学校観をうかがうことができる。

以上、四点の史料を基に県民の中学校観を分析してきたが、そこに共通したものは、単なる近代的中等教育機関としての位置づけ・機能だけではなく、広い意味での文化的基盤・産業基盤としての認識である。だからこそ、自分たちの地域発展のために必要なものとして、中学校を捉えていたのではないだろうか。

このことは、当時の中学校設立運動に地域の一般住民がかかわっていることから立証されよう。中学校Ⅱエリート学校としての認識だけであるならば、それとは全く縁のない一般住民までが設立運動にかかわる筈はないからである。

(二) 中学校増設の動き

明治二十九年中学校設立問題の直接原因である中学校増設の動きは、中津分校設置を契機として発生した。大分県尋常中学校中津分校(明治二十六年九月に設置された私立中津尋常中学校が、翌年四月に県立に移管された。)の設置が他地域に刺激を与え、それを契機として各郡の設立運動が発生し、県会論議に発展したと捉えることができる。

つまり、本校一校体制の下で、一分校の設置が刺激となって、県下に連鎖反応を起こしたのであった。

この連鎖反応によって各郡の設立運動が発生し、その結果、中学校(分校)設置を求める請願が多くの地域より提出されることになった。県当局がそれに対処する具体策を県会に諮問した結果、県会での中学校設立問題に発展したのであった。

実際に、どの程度の数の請願が提出されたかについては、『明治二十九年通常会日誌』上によって判明する。同年十二月二日、調査委員会委員長前田利功の報告の中に、「各郡請願アル所へ着目スレハ、西国東郡ヨリ一ヶ所、東国東郡ヨリ一ヶ所、速見郡ヨリ一ヶ所、北海部郡ヨリ一ヶ所、大野郡直入郡ヨリ一ヶ所、玖珠郡日田郡ヨリ一ヶ所、宇佐郡ヨリ一ヶ所、都合七ヶ所ナリ」とあって、七地域(一郡または二郡の連合)から請願があったことが分かる。

さらに、具体的設置場所も、各地域からの請願の中で明記されていたようで、西国東郡→玉津町、宇佐郡→宇佐町、東国東

郡―西武蔵村大字両子、速見郡―杵築町、大野郡及び直入郡―直入郡竹田町、玖珠郡及び日田郡―日田郡三芳村、北海部郡―臼杵町があげられている。

これら九郡は、南海部郡を除く中学校の存在しないすべての郡であり、ほぼ県下全郡から設置請願が提出されたといっているであろう。

つまり、中津分校の設置が、中学校の存在しなかった地域に設置要求を持たせることになったのである。そして、各郡単位で独自の設立運動が展開され、政治的工作活動によって各々の願望を達成しようとしたのであった。

各郡の設立運動の具体的内容は、その性格上、史料がほとんど残存していないため詳細は不明であるが、東国東郡の例は米田俊彦氏の先行研究⁽²⁾によって解明されており、宇佐郡については、筆者が可能な限り解明した⁽³⁾。

このような設立運動は、当然、県当局への圧力となり、増設諮問案の作成段階で、政治的圧力が設置場所の決定に大きく制約を加えたことも推測される。

例えば、前掲の岡視学官の学事視察談に、宇佐郡の例が触れられている。ここには、

そのときの知事は最初杵築、竹田の二個所に中学分校を設ける目的であつたのが、宇佐郡民がそれを聞きつけて臼杵人を勧誘して随分烈しい運動をして、同時に宇佐臼杵の二個所にも中学校の分校を設けることを知事や県会にもせまりとうとう四つの分校を見ることになつた

とあり、宇佐郡が猛烈な設立運動を行ったことが分かる。

また、同じ宇佐郡の例であるが、宇佐中学校設立委員の中心人物であった津公熙の苦心談の中に、「十数名の創立委員は種々の作戦計画を立て、一方県会議員の賛成を策すると共に」とあって、県会議員に働きかけて、政治的工作活動に苦心した

様子がうかがわれる。

これらは、政治力が教育問題を規定した典型例と見ることができよう。換言すれば、教育的観点だけでなく、政治力もなければ中学校設立は難しかったということである。

以上のように、一分校の設置に全県下が敏感に反応したのは、次の二つの原因によると考えられる。

まず第一は、県内の地理的事情(交通不便)と、近世の歴史に由来する地域対立感情があったからである。

第二は、先述のような県民の中学校観、換言すれば、中学校に対する思い(期待)が存在したからである。中学校を単なる教育機関としてではなく、地域発展の基盤として認識し、それだからこそ他地域に伍して自地域の発展を図るためには中学校が必要であると考えたのであろう。

二、当時の県会の状況

第十八通常県会時の議員の定員は三十二名であった。筆者は複数の観点からその全員について詳細な調査を行った。ここでは、その調査結果である「大分県会県会議員調査表」⁵⁾を基に、党派と選出地域の二点にのみ絞って略述することにす。

(一) 議員の党派について

先述のように、この当時の県内党派としては、進歩党と豊州会が存在した。

この党派によって、第十八通常県会時の議員を分類したものが第1表である。

表 県会議員党派別一覧
(明治29年通常県会時)

党派数	人数
進歩党系	17
豊州会系	15
不明または中立	0

【注】表中の豊州会的人数には、党派の断定にやや疑問の余地の残る田仲儀一郎・梅木彦三郎・河野實作の3名を含む。もし、この3名を不明または中立に加えれば、進歩党17名、豊州会12名、不明または中立3名となるが、本稿ではこの表示にしたがって述べていく。

「大分県会県会議員調査票」より作成。

歩党であることが分かる。県会の正副議長・県参事会員四名が同党の議員であることもそれを裏付けている。

しかしながら、初期県会時と比較すると両党の勢力差は縮まっております。三年後の明治三十二年県会議員選挙ではその立場が逆転することになる。つまり、明治二十九年という時期は、豊州会が党派势力的に進歩党に次第に追いついてきて、伯仲する直前の時期と判断するのが適当であると考ええる。

次に、党派と選出地域を比較対照したのが第2表である。これによれば、当時の党派は、郡ごとの地域基盤を比較的明瞭な形で持っていたことが分かる。これには、県会議員の選挙方法が郡会による複選法であったことも大きく影響していると考えられる。

第2表からおおまかな傾向を分析すれば、進歩党は県北地域・

県都大分地域・県南地域が主地盤であり、豊州会は別府・杵築を中心とした速見郡・県西部地域・県西南部地域が主地盤であるといえよう。

(二) 議員の選出地域について

第3表は、各町村単位ごとに、出身(現住所)県会議員を示したものである。

この表から次の二点に分かる。

第一には、出身議員が複数の町村は、臼杵町と佐伯町だけであり、他の出身町村は県下に散在していることが分かる。つまり、この当時の県会議員は複選法ではあっても、地域的偏在はなく、結果的には県下各地出身の人々が選ばれたということが

第2表 県会議員党派・地域比較対照(明治29年末)

郡	党派	進歩党系	豊州会系	不明または中立	各郡ごとの定員
下毛郡		1名	2名		3名
宇佐郡		3名			3名
東国東郡		2名			2名
西国東郡			2名		2名
速見郡			3名		3名
大分郡		3名	1名		4名
玖珠郡		1名			1名
日田郡			2名		2名
北海部郡		4名			4名
南海部郡		3名			3名
大野郡			3名		3名
直入郡			2名		2名

【注】「大分県会県会議員調査票」より作成。

第3表 各町村出身県議員一覧(明治29年通常会時)

町 村 名	人 口	県 会 議 員 名
北海道郡臼杵町 (旧城下町)	1 0 4 4 2	岡 健 一 片 岡 清 松
南海部郡佐伯町 (旧城下町)	7 4 8 5	中 島 固 一 郎 平 山 右 文 治
下毛郡中津町 (旧城下町)	1 5 4 2 5 (県下第1位)	宮 村 三 多
速見郡杵築町 (旧城下町)	7 0 7 3	前 田 利 功
直入郡竹田町 (旧城下町)	5 7 9 6	後 藤 直 彦
西国東郡高田町	3 6 8 0	是 永 歳 太 郎
玖珠郡万年村	4 9 9 2	武 石 橘 次
大野郡上井田村	4 0 9 5	田 仲 儀 一 郎
北海道郡丹生村	3 6 1 1	藤 田 左 傳 次
日田郡中川村	3 5 1 1	矢 幡 東 三
速見郡御越村	3 4 4 1	永 田 壯 三
東国東郡奈狩江村	3 3 7 8	手 島 次 郎 治
速見郡立石村	3 3 5 1	羽 柴 喜 久 丸
宇佐郡八幡村	3 1 9 8	熊 野 御 堂 愿
南海部郡下堅田村	3 0 5 6	清 田 良 作
大分郡諏訪村	3 0 4 5	三 浦 恒 雄
大分郡野津原村	3 0 3 2	高 屋 勝 喜
宇佐郡安心院村	2 9 9 7	木 下 憲 吉
東国東郡竹田津村	2 9 3 6	佐 藤 道 生
大分郡谷村	2 7 8 7	佐 藤 庫 喜
北海道郡市村	2 6 8 2	挾 間 範 藏
直入郡宮城村	2 5 3 1	古 城 敬 一 郎
日田郡西有田村	2 4 8 9	益 永 忠 雄
大分郡別保村	2 4 8 0	阿 部 征 矢 太 郎
大野郡野津市村	2 4 7 7	赤 嶺 岩 三
宇佐郡糸口村	2 3 8 6	谷 口 健 太 郎
西国東郡西都甲村	2 3 1 7	河 野 寶 作
大野郡小富士村	2 0 5 3	拓 植 勇 男
下毛郡津民村	2 0 3 0	梅 木 彦 三 郎
下毛郡大幡村	1 8 4 8	桐 井 才 太 郎

【注】人口は明治29年12月31日現在のものである。

町村の順序は、出身県議員が同数の場合は人口順に配列した。

出身というのは現住所という意味も含み、広義の意味である。

『明治29年大分県統計書』(大分県立図書館蔵)及び『統計でみた大分県』(大分県企画部 1969)によって作成した。

第4表 県会議員一覧(明治29年通常県会時)

選出地域(郡)	氏名	議席番号	党派
下毛郡 (3名)	梅木彦三郎	27番	豊州会系?
	桐井才太郎	28番	進歩党系
	宮村三多	17番	豊州会系
宇佐郡 (3名)	木下憲吉	11番	進歩党系
	熊野御堂愿	8番	進歩党系
	谷口健太郎	15番	進歩党系
東国東郡 (2名)	佐藤道生	22番	進歩党系
	手島次郎治	12番	進歩党系
西国東郡 (2名)	河野寶作	1番	豊州会系?
	是永歳太郎	30番	豊州会系
速見郡 (3名)	永田壮三	6番	豊州会系
	羽柴喜久丸	23番	豊州会系
	前田利功	14番	豊州会系
大分郡 (4名)	阿部征矢太郎	9番	進歩党系
	佐藤庫喜	19番	進歩党系
	高屋勝喜	25番	進歩党系
	三浦恒雄	31番	豊州会系
玖珠郡 (1名)	武石橘次	29番	進歩党系
日田郡 (2名)	益永忠雄	26番	豊州会系
	矢幡東三	21番	豊州会系
北海部郡 (4名)	岡健一	16番	進歩党系
	片岡清松	32番	進歩党系
	挾間範藏	20番	進歩党系
	藤田左傳治	5番	進歩党系
南海部郡 (3名)	清田良作	18番	進歩党系
	中山固一郎	7番	進歩党系
	平山右文治	13番	進歩党系
大野郡 (3名)	赤田嶺岩三	4番	豊州会系
	田植儀一郎	10番	豊州会系?
	柘仲植勇男	2番	豊州会系
直入郡 (2名)	古庄敬一郎	24番	豊州会系
	後藤直彦	3番	豊州会系

【注】各議員の職業については、不明のものが大部分のため、表記しなかった。郡名の下の数字はその郡の定数である。

党派の断定にやや疑問が残る人物については、党派名の横に?を記してある。

「大分県会県会議員調査票」より作成。

最後に、県会議員名・党派・地域をまとめて表示したものが第4表である。

第二には、県会議員の出身地で人口五〇〇人以上の町(中津・臼杵・佐伯・杵築・竹田)はすべて旧城下町だといふことである。これらの町は各郡の中心的役割を果たしており、そのほとんどが郡役所の所在地ともなっていた。換言すれば、旧城下町を中心とした当時の主要な町には出身県議員がいたといふことである。したがって、これらの町の出身議員は、自分の地元で中学校を誘致しようと動いたことは想像に難くない。このことは、後の論議の中で実証される。

三、中学校増設論議の分析

ここでは、『明治二十九年通常会日誌』上大分県立図書館蔵を根本史料として、単なる時期的区分ではなく、その内容の推移によって三期に区分して、県会論議を分析することとする。それによって、中学校設立問題の背景を解明しようとするものである。(以下の引用史料の出典はすべて同日誌である。)

中学校設立問題、即ち、中学校増設論議は、第十八通常県会冒頭の明治二十九年十一月二十四日、平山靖彦知事から県立中学校分校増設諮問案が提出されたことに始まる。

この諮問案には、

諮問案

本県尋常中学校ハ現在一ツノ本校分校ヲ設置シアルノミ、而シテ曩キニ文部省ニ於テ尋常中学校入学規定ヲ定メラレシ以來、入学志願者ハ年々多キヲ加フルノ状況ニシテ目今県下ニ尋常中学校ノ増設ハ最モ急要ヲ関スル處ナリ。然レトモ教育ノ事タル前途諸般ノ關係甚タ大ニシテ今俄ニ多数中学設備ノ計画ヲ為シ能ハス、且ツ校數位置ノ選定ハ殊ニ慎重ヲ要スルヲ以テ深く県經濟ヲ顧ミ各郡普通教育ノ状況及地勢ノ如何ヲ考ヘ、先ツ以テ本年度ニ於テ下毛郡中津町ニ設置ノ県立尋常中学分校ヲ本校トナシ、尙速見郡杵築町直入郡竹田町宇佐郡宇佐町ノ三ヶ所ニ各県立尋常中学分校ヲ設置セントス茲ニ本会ノ意見ヲ諮フ

とあって、明治三十年度に、中津分校の本校昇格と、三分校(杵築町・竹田町・宇佐町)の設置がその内容であった。なお、この諮問案の説明書によれば、県当局は将来さらに三分校を設置して、最終的には八中学校とする予定であった。⁽¹⁵⁾

第5表 県会議員発言回数一覧(11月24~26日)

○11月24日 12時45分開会～15時15分閉会

発言回数	議員名(党派・選出郡)
3回	前田利功(豊州会系・速見郡)
2回	阿部征矢太郎(進歩党系・大分郡) 佐藤道生(進歩党系・東国東郡)
1回	木下憲吉(進歩党系・宇佐郡)

○11月25日 11時35分開会～14時50分閉会

発言回数	議員名(党派・選出郡)
6回	前田利功(豊州会系・速見郡)
5回	片岡清松(進歩党系・北海部郡)
4回	是永歳太郎(豊州会系・西国東郡) 永田壯三(豊州会系・速見郡)
3回	佐藤道生(進歩党系・東国東郡) 矢幡東三(豊州会系・日田郡)
2回	赤嶺岩三(豊州会系・大野郡)
1回	梅木彦三郎(豊州会系・下毛郡) 谷口健太郎(進歩党系・宇佐郡) 中島固一郎(進歩党系・南海部郡) 三浦恒雄(豊州会系・大分郡)

○11月26日 11時30分開会～14時15分閉会

発言回数	議員名(党派・選出郡)
8回	前田利功(豊州会系・速見郡)
6回	永田壯三(豊州会系・速見郡)
5回	阿部征矢太郎(進歩党系・大分郡)
3回	赤嶺岩三(豊州会系・大野郡) 片岡清松(進歩党系・北海部郡) 木下憲吉(進歩党系・宇佐郡)
2回	清田良作(進歩党系・南海部郡) 佐藤道生(進歩党系・東国東郡)
1回	梅木彦三郎(豊州会系・下毛郡) 後藤直彦(豊州会系・直入郡) 谷口健太郎(進歩党系・宇佐郡) 柘植勇雄(豊州会系・大野郡) 中島固一郎(進歩党系・南海部郡) 宮村三多(豊州会系・下毛郡)

この中学校増設の問題について、設置場所・校数が県会での激しい論議の的となるのであった。その論議は、先述のように、教育的視点からというよりもむしろ、党派や地域利益といった政治的背景が複雑に影響したものであった。

(一) 第一期

まず第一期は、明治二十九年十一月二十四日に平山知事から中学校増設諮問案が提示されて論議が始まり、十一月二十六日に七名の調査委員選出が行われるまでである。

この時期は中学校設立論議が始まったばかりで、数多くの意見や諮問案への反論が噴出し、三日間とも紛糾した。この三日間の県会議員の発言回数及び人数を表示したものが、第5表・第6表・第7表である。

【注】 各日ごとに、発言回数の多い順から並べた。
『明治29年大分県通常会日誌』上より作成。

第6表 県会議員党派別発言人数
一覽(11月24~26日)

日付	党派名	延べ人数
11月24日	豊州会系	1人
	進歩党系	3人
11月25日	豊州会系	7人
	進歩党系	4人
11月26日	豊州会系	7人
	進歩党系	7人
3日間合計	豊州会系	15人
	進歩党系	14人

【注】3日間を通じての発言実人数は、豊州会系10人・進歩党系7人である。
『明治29年大分県通常会日誌』上より作成。

第7表 県会議員郡別発言人数
一覽(11月24~26日)

郡名	発言実人数(回数)
下毛郡	2人(3回)
宇佐郡	2人(6回)
東国東郡	1人(7回)
西国東郡	1人(4回)
速見郡	2人(27回)
大分郡	2人(8回)
玖珠郡	0人
日田郡	1人(3回)
北海部郡	1人(8回)
南海部郡	2人(4回)
大野郡	2人(6回)
直入郡	1人(1回)
計	17人(77回)

【注】『明治29年大分県通常会日誌』上より作成。

これら三表から次のことが分かる。

第一に、三日間を通じて毎日発言しているのは前田と佐藤道生の二人であり、特に前田は三日間通じて十七回と極端に多い。これは、彼が中学校設置の有力候補地である杵築町の町長と速見郡郡会議員を兼任していたことと密接な関係があるものと推測される。

つまり、前田は県の諮問案にある地元の杵築町設置を擁護するため、多くの発言をしたものであろう。

さらに前田発言をよく分析すると、平山知事の施政方針をただす質問が多いのに気づく。例えば、「施政ノ方針ハ先知事ト同一ノ方針ヲ取ルヤ否ヤ之レ確メ置キタシ」(十一月二十四日)や、「本員ノ質問ハ四五ヶ条アルモ先ツ第一ニ施政ノ方針ヲ確カメ置カン」(十一月二十五日)などの発言がそれである。

また、佐藤道生については、米田俊彦氏の先行研究¹⁷⁾にあるごとく、東国東郡の中学校設立運動の中心人物であり、県参事会員として県の顔役的存在であった。彼の質問には、中学校設置の場所・校数・決定理由についてのものが多く、県の諮問案

についてかなり具体的に質問している。

例えば、

杵築、竹田、宇佐ノ三ヶ所ニ中学位分校設置ノ主趣ハ諮問案ノ説明書ニ依リ明瞭ナルモ、位置ヲ定メシ標準トスヘキ材料ハ何クヨリ出タル乎、教育ノ状況就学生徒ノ員数、地形ノ便不便等ハ充分調査セシモノナラン。此辺ニ就テ明瞭ナル答弁アリタシ(十一月二十四日)

本員カ質疑ノ要領ハ三十年度ヨリ宇佐、竹田、杵築ニ三分校ヲ設置スルコトニ位置ヲ定メシハ如何セル標準ニ依ル乎、換言セハ教育上ノ状況ハ云々ニ付キ杵築町ニ定メタリトカ、又ハ地形ノ便否ハ云々ニ付キ竹田町若クハ宇佐町ニ置クコトニセリトカ、如何ナル標準ニ依リテ位置ヲ定メシ乎、今一層明瞭ニ答弁セラレタシ(十一月二十四日)

三分校ヲ設置スル地位選定ノ重モナル材料ハ如何。諮問案ヲ見ルニ第一ハ高等小学校ニ学年以上ノ生徒教ニ依リタルカ如ク、第二ハ地形ノ距離ニ依リタルカ如ク、第三ハ言フニ言ハレサル情実ニ依リタルモノ、如シ(中略)地位選定ノ標準ハ三要件ヨリ成立セシモノト思慮ス。然ルトキハ其三要件ヲ具備セサレハ不適當ト見ルヘキ乎、諮問案ハ三要件ノ内一ヲ備フレハ適當トセシモノ、如シ。果シテ然ルヤ如何(十一月二十五日)

などがそれである。

彼がこれほどに設置場所にこだわって詳細な質問をしているのは、やはり、地元の中学校設立運動を背景としたものであったと推測される。

第二には、三日間を通して発言回数が多いのは、前田(十七回)、永田(十回)、片岡(八回)・佐藤道生(七回)・阿部(七回)・赤嶺(五回)、是永(四回)・木下(四回)であり、この中で、前田・永田・片岡・木下は、中学校設置候補地(郡)出身議員であつ

たことが注目される。

白杵町出身の片岡は、

地勢上ヨリ論スルトキハ第一北海道郡白杵町ニ設置スヘキ筈ナルモ、該地ニハ一ツノ県立農学校ノアルヨリ后ニ廻ハセリト云フモノ、如シ。果シテ然ラハ一ノ県立農学校アルカ為メニ其性質ノ異ナル他ノ学校ノ設置セラレサル理由如何。(十一月二十五日)

故ニ県立農学校アリトテ白杵ハカリ官ノ恩恵ヲ専ラニセサルニ非ラサルコト明カナラン。然ルニ白杵ヲ以テ適當ノ地ト認メナカラ之ヲ後廻ハシニスルトハ如何ナル理由ナリヤ(十一月二十五日)

と述べて、露骨に地元白杵への中学校設置の必要性を主張している。

片岡の強引な姿勢は、他の史料⁽¹⁰⁾からも傍証できる。筆者が考えるに、片岡は北海道郡の中学校設立運動を背景として、断固たる姿勢で県会に臨んだものであろう。そして、そのような姿勢が、前記の発言となって表出したものであろう。

また、是永は、当時、高田町長・西国東郡郡会議員であり、その発言にも露骨な地域色が見られる。例えは、

本員ハ西国東郡選出議員ナレハ先キニ二十一番(矢幡)ヨリ陳ヘラレシ如ク我田引水論ノ如キ感アルヤハ図ラレサルモ、大分県ノ世論ヨリ見ルトキハ西国東郡高田町ニ置くヘキ筈ナルニ事此ニ出スシテ高田町ヲ指定外ニ措キタルハ如何などの発言が彼の姿勢を物語っている。

片岡は進歩党系、是永は豊州会系であったが、党派を問わず、地元利益擁護の発言をしており、中学校設置が、党派的主義

主張を越えて共通の願望であったことが分かる。

以上の二点の他に、この第一期を通じて、党派の発言と思われるものはほとんど見あたらないことも注目される。しかし、ごく例外的なものとして、二例ある。

第一例は、十一月二十五日の佐藤道生の、

昨日番外(横山三郎参事官)ノ答フル所ニヨレハ、県立農学校ノアルヨリ白杵町ヲ除キタルカ如ク云フ。左スル時ハ標準ニ依ラスシテ情実ニ依リ見込ヲ以テセシモノト断案シテ可ナリヤ

という発言である。佐藤道生は東国東郡出身であるにもかかわらず、白杵町設置を主張とするとも取られかねない発言をしている。これについて筆者が推測するに、白杵町を抱える北海道郡の選出県会議員はすべて進歩党系であり、同党議員(佐藤道生と同じ党派)への配慮からこのような発言になったものと考えられる。

第二例は、十一月二十五日午後片岡が調査委員選出提案をし、翌日それが決定されて投票の際、岡議長(進歩党系)の投票の是非を巡って両党の対立となったことである。

即ち、岡議長の所属政党である進歩党の議員は投票に賛成、一方、豊州会の議員は反対して、かなりのやりとりに発展した。結局、岡議長は投票しなかったものと推測されるが、中学校設立問題の論議を通して、両党が激しく対立したのはこの時だけである。

次に、第一期の論議の重要点について分析してみたい。

まず第一に、片岡の提案によって七名の調査委員が選出される。(十一月二十五日午後)この調査委員選出について検討してみたい。

片岡は十一月二十五日午後、

番外(平山知事)ノ明答ヲ得ンカ為メニ先キニ考案ノ時間ヲ与ヘタレトモ、尚ホ満足ナル確答ヲ得ル能ハス。本員ハ多ク質疑ヲ有スレトモ、此席上ノ問答ニ於テ幾時間ヲ費スモ到底徒勞ニ属スルヲ知レリ。依テ今本会ヨリ調査委員七名ヲ撰定シテ精細調査セシメ且ツ之レカ答申案ヲ作りテ更ニ本会ニ付セラレン事ヲ建設ス

と発言して、事態收拾のための調査委員による調査を提案した。

これに対して、各議員の発言を見ると、党派を問わずおおむね賛成の傾向にあり、積極的反対意見は見あたらない。

党派に注目すれば、片岡案(調査委員選出)に賛成者は、谷口(進歩党系・宇佐郡)、是永(豊州会系・西国東郡)、前田(豊州会系・速見郡)の三名であり、党派を問わずすべて中学校設置候補地あるいはそれに準ずる地域の出身者である。特に、是永・前田といった、いわば片岡とは対立党派の議員が賛成していることが興味深い。中学校設置という各地元の共通利益の前には、党派を乗り越えて同調したことが分かる。

逆に反対者は、佐藤道生と中島であり、片岡の同志議員が反対の立場に回っている。この二人をよく見ると、東国東郡と南海部郡という、中学校設置候補地からはずされている地域の出身である。中島などは「調査委員ヲ設クルトキハ該委員七名ハ充分満足ニ調査スルヲ得ルモ、多数ノ議員ハ満足スル能ハサルヘシ」(十一月二十五日)と述べて、不満を表明している。

この二人の立場についてもよく考えると、興味深い。つまり、自分の所属党派議員の提案であっても、地元利益にマイナスになると考えるならば、賛成していない。(この二人は、調査委員会の調査が、地元の中学校設置に有利になるとは考えていなかったと推測される。)こういったところにも、党派の結束を乗り越えた地域利益という課題が、県会議員の上に大きくのしかかっていたことが分かる。

十一月二十六日午後、満場一致(二十九名賛成)で片岡案が採択されて調査委員選出が決定した。満場一致となったことの背景としては、採択の直前に、約一時間の休憩時間があるので、この間に各党派内で片岡案に対する是非の党議決定が行われたものと推測される。

結果的には、片岡案に全員が賛成したことになり、両党派にとって、片岡案が問題解決の有力手段と捉えられていたことを物語っている。

ただし、中島や佐藤道生のように片岡の所属党派議員でありながら反対したのもいたが、結局は賛成している。このことは、地域利益の対立を調整する役割を、党派(党議決定)が果たしていたことを示しているとはいえないだろうか。つまり、学校設立問題に関しては、あくまでも地域利益優先で、その対立の緩和・調整機能を党派が果たしていたと考えるのである。調査委員選出決定を受けて調査委員七名が選ばれたが、この顔触れにもやや問題が残る。

その七名とは矢幡(豊州会系・日田郡)、古庄(豊州会系・直入郡)、河野(豊州会系・西国東郡)、田仲(豊州会系・大野郡)、赤嶺(豊州会系・大野郡)、前田(豊州会系・速見郡)、挾間(進歩党系・北海郡)であり、古庄や前田といった諮問案の設置候補地出身議員も含まれている。いかなる基準で調査委員が選ばれたのかは不明である。

この選出にあたっては、七名連記の投票が行われたが(記名か無記名かは不明。おそらく無記名と推測される。)、矢幡十六票・古庄十六票・河野十六票・田仲十五票・赤嶺十五票・前田十五票・挾間十五票であった。ただし、通常県会日誌に記載されているのは前記七名であるが、「高点当選ノ者左ノ如シ」とあるように、上位得票七名、即ち当選者のみが記載されており、これ以外の者(落選者)に何票入り、どのような顔触れであったかは不明である。

この投票時の党派構成は、進歩党系十五名、豊州会系十四名であった。

得票数について分析すれば、次のようになる。矢幡・古庄・河野(いずれも豊州会系)に各十六票入っており、豊州会系議員が全員投票したとしても二票足りない。これは、進歩党系議員が各々に二票入れたものであろう。さらに、田仲・赤嶺・前田

(いずれも豊州会系)にも各十五票入っており、これも進歩党系議員からの投票が考えられる。

これらの得票数には、調査委員の選出にあたって、各党派内で事前調整を行ったか、そうでないかが如実に表われている。豊州会は七名中六名当選させているので、候補者の事前調整をしたものと考えられる。

一方の進歩党は、出席議員の過半数を擁していたにもかかわらず、一名しか当選していないことも考えると、詳細な候補者調整はしなかったものと考えられる。ただし、挟間に十五票入っていることから、進歩党の十五名全員が投票したものと推測され、彼だけについては事前調整をしたものと考えられる。なぜ挟間一人だけにしたのかは不明であるが、彼が白杵町を抱える北海道郡選出であったことが大きく影響していると考えられる。

このような両党派の投票に対する姿勢の相違は、何を意味していると考えたらよいのだろうか。

豊州会は調査委員選出に積極的であり、進歩党は消極的であったためと推測する。即ち、豊州会系議員から県の諮問案に対する反論が多く出ていることから考えて、豊州会は県の諮問案に基本的に反対であり、そのため、調査委員会の報告による修正案を期待したのであろう。

これに対し、進歩党は県の諮問案に原則として賛成であったため(宇佐設置という点を中心として。しかし、白杵を除外しているなどの点はあるが。)、調査委員会を設けて調査すれば、当然、諮問案が修正される可能性があるため、消極的態度をとったものと考えられる。(もっとも、調査委員選出に際しては、進歩党系議員は全員賛成している。したがって、豊州会との党派交渉によってやむをえず賛成に回ったものと推測される。)

第二に、県の諮問案に対する各議員の態度について分析してみたい。

次の第8表は、発言議員の県の諮問案に対する態度を表示したものである。

第8表 県諮問案賛否一覧

議員名	宇佐設置について	臼杵を除外したこと	発言の重要点	諮問案全体に対する賛否
阿部			中学校増設による県経済への心配から慎重態度。	×
前田			県知事の施政方針を問う質問が多い。知事に反発の発言がある。	
佐藤道生		×	設置場所決定について詳細に質問。	×
木下			自郡(宇佐郡)擁護の発言は見られないが、中学入学志願者の郡別資料の提示を求めており、暗に宇佐郡設置の正当性を主張しようとしている。	
片岡		×	自郡(北海道郡)設置を強く主張。調査委員選出を提案。	×
是永	×		宇佐郡に強く反対し、高田町設置を主張。	×
梅木				
矢幡	×		宇佐町設置に強く反対し、自郡(日田郡)設置を主張。	×
永田	×	×	宇佐町設置反対。臼杵町設置賛成。日田郡にも賛成している。	×
赤嶺			中学校設置には県経済への影響から慎重の態度。	
三浦			県経済への影響から中学校増設に反対。	×
柘植				
中島				
清田				
後藤				
谷口				
宮村				

【注】議員名は発言順に並べた。各項目に賛成は○、反対は×とした。空欄は通常会日誌の発言からは、態度が判明しないものである。『明治29年大分県通常会日誌』上より作成。

この表から次の三点が分かる。

第一には、宇佐設置に反対しているのは三名で、すべて豊州会系議員だということである。興味深いことに、宇佐郡選出の議員三名はすべて進歩党系であった。こういったところから、豊州会の三名が宇佐設置に強く反対した背景として、党派対立もあつたものと考えられる。⁽¹⁹⁾

第二には、県の諮問案に賛成の発言をした議員は一人もないということである。

第三には、十七名の発言議員の内、十名が態度が曖昧であり、諮問案について賛否を明確にしていないことである。これは、党派的思想や地元感情に配慮して慎重な態度をとつたものと考えられる。特に木下や谷口といった宇佐郡選出議員が態度を明確にしていないのは、自郡擁護発言をした場合、宇佐反対に「火に油を注ぐ」結果になることを恐れたものと考えられる。

(二) 第二期

第二期は、十二月二日午後一時に県会が再開され、調査委員会の報告が前田委員長より発表されてから始まる。そして、しばらく論議が紛糾した後、同日五時すぎに五名の答申案起草委員が選出されるまでである。

この十二月二日の論議を分析すると、かえって第一期(十一月二十四―二十六日)よりも意見が四分五裂して混乱していることが分かる。これは主として、調査報告の内容に起因している。

前田委員長から発表された調査報告の要点は以下の通りである。

①明治三十年度の中津分校の本格昇格。

②明治三十年度の中学校分校設置場所は、宇佐郡封戸村・北海郡郡白杵町・速見郡杵築町・直入郡竹田町の四カ所とする。

③明治三十一年度の中学校分校設置場所は、日田郡三芳村とする。したがって、明治三十―三十一年度に五校の中学校分校を設置する。

この調査報告と県の諮問案の違いは、次の三点である。

①宇佐郡の位置が、宇佐町から西国東郡に隣接する封戸村に変更されたこと。

②明治三十年度の設置候補地に、県の諮問案の三校に加えて、臼杵町が加わり四校となったこと。

③明治三十一年度の設置候補地に、日田郡三芳村が加わり、分校設置数が合計五校となったこと。

つまり、調査報告と県の諮問案の大きな相違点は、宇佐郡の位置変更・臼杵町の追加・日田郡三芳村の追加(明治三十一年度)の三点であった。この三点について論議が集中し、各議員による修正動議が出されて混乱したのであった。

ここで、調査報告が県の諮問案を大きく修正した原因を考えてみたい。

調査委員七名の意見、特に選出地域(郡)を背景とした地域利益擁護姿勢が、調査報告作成に大きく影響したものと推測される。

例えば、臼杵町の追加は狭間(北海道郡選出)の影響によるものであろうし、日田郡三芳村の追加は矢幡(日田郡選出)の影響によるものと考えられる。

さらに、宇佐町から封戸村への位置変更は、西国東郡高田町設置を強く主張した是永に対する妥協策であったと考えられる。もし、それが事実とすれば、河野(是永と同郡の議員)の影響によるものではなからうか。論議の過程で、前田委員長長の「宇佐郡封戸村大字東大堀ハ高地ナリ。詳シキ事ハ委員タル河野氏承知セラレ居ルニ依リ」という発言からも、それが裏付けられるのではなからうか。

この他にも、竹田については古庄、杵築については前田の影響が考えられる。

先述のように、調査委員の人選には問題があり、直接に地域利益が大きくかわる人物が選出されている。このような調査委員は、当然、その権限を利用して自分に都合の良いように報告を作成したものと考えられる。前出の中島の発言(十一月二十五日)「調査委員ヲ設クルトキハ該委員七名ハ充分満足ニ調査スルヲ得ルモ、多数ノ議員ハ満足スル能ハサルヘシ」が、そ

の危険性を指摘している。

以上のことから、この調査報告は公平に作成されたとはいいがたく、地域利益を背景とした妥協の産物と捉えてもよいであろう。したがって、この調査報告に反論が噴出したのも当然であった。

次に、この調査報告発表時の論議内容について分析してみたい。

まず開議冒頭、前田委員長から、調査の手段・要点について説明がなされた後、調査報告が発表された。その説明の中で、「委員眼中ニ郡ヲ見ス、党ヲ見ス、公平無私惟タ就学ノ便ト経済ノ点トヲ視ルノミ」とあるが、これが実際では無かったことは先述のとおりである。

調査委員会は調査場所として、西国東郡玉津町・宇佐郡宇佐町・東国東郡西武蔵村大字両子・速見郡杵築町・直入郡竹田町・北海部郡臼杵町・日田郡三芳村・南海部郡佐伯町の八カ所を選定している。当時、中学校の存在しなかつた十郡の内、玖珠・大野両郡を除くすべての郡について調査したことになる。

このことから、調査委員会は一応、可能性のあるすべての地域(郡)について調査したものと考えられる。だが、七人の調査委員が直接現地に赴いて調査したのではなく、各種資料を基として検討したものであろう。(五日間では、現地調査は当時の交通事情から考えて不可能。)

調査の要点としては、前田は「先ツ各郡請願アル所へ着目スレハ」と述べて、中学校設置請願の提出された七地域(一郡または二郡の連合)の名前を列挙し、さらに続けて「前七ヶ所ニ佐伯ヲ加ヘ八ヶ所ニ分校ヲ置カントスル目的ヲ以テ調査スルニ、其要点土地ノ形勢、生徒ノ員数、教育ノ情況、人口ノ稠密、需要ノ便否、医師ノ有無ナリ」と六つの要点を明示している。

要点についての説明の後、各項目(中津分校の本校昇格・宇佐郡の位置変更・杵築町及び竹田町設置・臼杵町設置・明治三十一年度の日田郡三芳村設置・東国東郡不設置・南海部郡佐伯町不設置)について調査報告がなされた。

各項目についての説明に続いて、調査報告の総括として、前田は、

本年度ニ於テ下毛郡中津町ニ設置ノ県立中学分校ヲ本校ト為シ、尚速見郡杵築町、直入郡竹田町ニ県立尋常中学分校ヲ設置スルコトハ諮問案ニ賛同ス。宇佐郡宇佐町ニ同分校ヲ設置スルコトハ至当ヲ得スト思考ス。西国東郡生徒志願者多キヲ以テ、宇佐郡封戸村大字東大堀ニ中学分校ヲ設置シ、尚ホ北海部郡臼杵町ニ同分校ヲ設置セラレン事ヲ請求ス。而シテ日田郡三芳村ニ同分校ヲ設置セラレ、之レニ継続シテ来年度即チ三十一年度ニ於テ設置セラレン事ヲ併セテ請求ス

と述べている。

さらに、県の諮問案より設置予定数が増加したことの説明として、

今諮問案ヨリ更ニ一分校ヲ増加シ経済ノ点ニ於テ差支無キヤ否ヤト云フニ調査委員ノ見込にテハ左迄差支無カラント思フ。本県ノ中学授業料ハ四拾銭ナルモ(中略)故ニ月謝金ハ之ヲ壹円ニ増加セハ生徒尅人ニ対シテ拾八円ヲ要スルモノカ六円ニ減少スルナリ。兎ニ角原案ハ切詰メテ予算シアルニアラスト云ヒ、且ツハ建築上裝飾ヲ省キナハ一分校増加スルモ其レカ為メ県民ノ負担ニ堪ヘサルコトハ無カラシ

と述べて、校数増加による県経済への心配がないことを弁明している。

前田の説明終了直後、調査委員の一人であった(七人中ただ一人の進歩党系)挾間から修正案が提示された。

その修正案とは、県の諮問案に賛成した上で、さらに臼杵町を設置場所として追加するといふものであった。臼杵町を追加しているのは、明らかに地域利益を背景としたものである。

なぜ、挾間が調査委員でありながら、調査報告とは違う提案をしたのかについて考えてみたい。

七人の調査委員の内、六名は豊州会系であり、挾間一人が進歩党系であった。この党派対立が大きく影響しているものと考えられる。さらに、つきつめて考えれば、豊州会主導で進められた調査委員会に、挾間は当初から反発していたものと推測される。調査委員会の討議の過程で、六名の委員と挾間が対立したことが予想される。その結果が、このような修正提案という形となって表出したものであろう。挾間の発言に「本員モ調査委員ノ一人ニシテ他ノ委員ト共ニ種々調査シタルカ、他ノ委員ト意見ヲ異ニセリ」とあることからこのことが裏付けられる。

ではなぜ、挾間がこれほどまでに他の六人と対立したのであろうか。単に党派が異なるという理由だけではなく、もっと問題の本質にかかわる事情が存在したものと推測される。

筆者はその事情として、宇佐町設置の問題が焦点であったと推測する。即ち、進歩党は宇佐町設置を方針としていたらしく、それに対し、豊州会は宇佐町設置反対の方針を立てていたと考えられる。⁽²⁾

したがって、調査委員会の方向が、宇佐町非設置(位置変更)に進み始めたことに、挾間は反発したが、押し切られてしまったものであろう。

このような宇佐町設置問題を焦点とした委員会内部の対立を裏証するものとして、調査報告と挾間案の比較をしてみると興味深いことが分かる。

調査報告と挾間案の相違は次の三点である。

① 調査報告は宇佐郡封戸村設置だが、挾間案では宇佐町設置。

② 調査報告は明治三十一年度に日田郡三芳村設置だが、挾間案にはない。この二項目の中で、県の諮問案の審議の過程も含めて考えると、どちらが重要であるかは一目瞭然であらう。

以上のことから、この挾間修正案提出については、その背後に調査委員会内部の党派対立が存在したものと推測される。ここでは、中学校の設置場所を巡って、単に地域利益対立だけではなく、党派対立も複雑に絡んでいることが分かる。

この後、しばらく調査報告への質問や反論、あるいは挾間案への反論が続出した。調査報告への質問や反論については、個々に前田が答弁している。

宇佐郡の位置変更に対する意見の例としては、佐藤道生の「宇佐町ニ限りテ独リ大字ニ迄モ及ホシタルハ如何ナル理由ナリヤ(中略)宇佐郡宇佐町ニ建設セントシタルナリ。然ルヲ委員ニ於テ東大堀ニ変更シタルハ此辺ニハ充分注意シタルモノナルヤ」や、益永の「又委員ハ宇佐郡封戸村ニ位置ヲ変更セシカ、該地ハ海岸ノ低地ニシテ教育上不適当ニハアラサル乎」や、是永の「東大堀ヨリモ西国東ノ中間ニ置カハ、宇佐ヨリ東国東ヨリモ入学ノ便アリテ頗ル公平ヲ得ント思フニ」や、宮村の「独リ宇佐郡ニ限り宇佐町或ハ四日市町ニ指定セスシテ封戸村大字東大堀ト定メシハ如何ナル故乎」や、中島の「宇佐郡宇佐町ヲ封戸村トセシニハ不同意ナリ(中略)宇佐郡ニ於ケル位置ハ矢張り宇佐町トスル方可ナリ」などがあげられる。

この位置変更理由として、前田は「封戸村ニ設置スルモノヲ宇佐町ニ設置スルトセハ中津本校ニ近ク玉津町ニセハ餘リ一方ニ偏スルノ嫌ヒアリ。後來教育ノ發達進歩セル晚ニハ双方共ニ設置シテ可ナルモ、今日同時ニ設置シ能ハサルナリ。止ムナク急場ヲ補フノ策ヲ取リシナリ」と述べて、宇佐郡と西国東兩郡に配慮した妥協の結果であることを吐露している。そうであれば、中学校設置場所が、本来の教育上の観点からでなく、郡同志の地域対立の妥協の結果決定されたことになり、大きな問題である。

宇佐郡の位置変更についての質問や反論は、両党の議員から出されているが、前記の中島の発言は、明らかに党派方針を受けてのものであったと推測される。この他に、佐藤道生の発言にも、暗に宇佐町設置擁護と取れる個所がある。

また、挾間案についての反論も見られた。

例えば、益永の「二十番(挾間)ハ小委員少数ノ意見ナリトテ諮問案ヲ賛成シ、尚北海部郡白杵町ニ一分校ヲ設置サレタシト云フ。想フニ他郡ヨリモ中学校増設ノ出願アリシナランニ、二十番ハ北海部郡ノ選出ナルカ故ニ北海部郡ノミヲ調査シテ他郡ハ顧ミサリシ乎」・「先時二十番(挾間)ハ諮問案ニ就テノミ調査シ他ハ調査セスト云フ。借問ス。白杵町ハ諮問案中ニアルヤ」

や、梅木の「二十番(挾間)ハ諮問案ニ対シテノミ調査セリト云フニモ拘ハラズ、白杵町ニモ設置セントスルハ我田引水ノ説ニアラスヤ」などがそれである。

反論者の益永と梅木は共に豊州会系議員である。この両名の発言をよく分析すると、白杵町設置自体に反対しているのではなく、挾間の地元利益を前面に出した提案に不快の感情を表したものである。

さらに、県経済への配慮から分校増設に慎重あるいは、分校数削減の意見も見られた、

例えば、三浦の「中学分校設置ニ就テ最モ心配スルハ経費ナリ(中略)全体委員ハ費用ノ点ニ就テハ敢テ重キヲ置カス、地勢ノ如何ニノミ重キヲ置キタルモノ乎、本員ハ費用コソ調査上第一ニ重キヲ置カサルヘカラサルモノト思フ」・「委員ハ三分校ヲ設置スルノ費用ヲ以テ四分校ヲ新設セントスルモ、番外(平山知事)ハ三校設備ノ外ハ県経済ノ許サ、ル所ナリト云ヘリ。猶念ノ為メ問フ。委員ノ云フカ如ク四分校ヲ新設スルモ県経済ニ差支ナキ乎」や、宮村の「費用サヘアラハ四校五校ノ分校ヲ設置スルハ勿論、各郡ニ本校ヲ置クモ可ナリ。然レトモ経済ノ許サ、レハコソ緊急ノ箇所ニノミ分校ヲ設置セントハスナリ。然ルニ調査委員ハ費用ニ重キヲ置カスシテ調査セリトハ折角ノ調査モ精覈ナルモノト認定スルヲ得ス」や、梅木の「先刻調査委員ヨリ詳細ナル報告アリ。三分校ノ外ニ今一校ヲ増加スルモ臨時費ノ五万六千餘円ニハ二割或ハ二割半ノ余裕アルカ故、差支ナシト云フ。右ハ番外ヨリ斯ク答ヘタルモノナル乎甚タ懸念ス(中略)経費ノ如何ヲ考ヘスシテ分校ヲ増加セハ県民ノ負担ニ堪ヘサル恐レナキ乎」などがそれである。

これら県経済への配慮からの増設慎重論は、豊州会系議員に多いことが分かる。このことは、同党の経済政策によるものと考えられる。

以上のように、種々の観点から調査報告に質問や反論が噴出したため、前田は調査委員長としてその応答に苦勞した。

次第に論議が複雑化していったが、その過程で、新しい提案が三つ提示された。これに調査報告を加えた四案に対し、各々賛否を問う採扱が行われた。

その新しい三案とは次のようなものである。

まず第一案(阿部案)は、

本員ハ委員ノ修正案ニハ反対スルモノナリ。何トナレハ本員ハ固ト中校問題ニ就テハ急進的一時ノ増設ヲ好マス(中略)故ニ漸進的ニ三十年代ニ一ツノ分校ヲ置キ目下ノ必要ヲ充タストセハ統計上ヨリ見レハ困難ノ憂アラシモ事案上決シテ差支アラサルナリ(中略)三十年代ニ於テ中津分校ヲ本校トシ其他ニ一ヶ所ノ中学分校ヲ設置セハ可ナリ

とあって、明治三十年度に中津分校の本校昇格と一分校のみの設置(位置は未定)というものであった。これには三浦が賛成の発言をしている。

第二案(是永案)は、

本員ハ三十年代ニ於テ中津分校ヲ本校トシ白杵、竹田、杵築ノ三分校ヲ設置シ、三十一年度ニ於テ西国東郡ニ設置スルノ目的ヲ以テ更ニ答申案ヲ作ルノ動議ヲ提出ス

とあって、当初、明治三十年度の中津分校本校昇格と白杵町・竹田町・杵築町に分校設置、明治三十一年度の西国東郡高田町設置というものであった。これに対して、すぐさま片岡が賛成の発言をした。だが、永田が是永案について、修正の要請(明治三十一年度に日田郡も追加)をしたらうえて、賛意を表したため、是永案は修正された。

第三案(挾間案)は、先述の通りであり、これに賛成発言としては中島のものがあげられる。

第四案(調査報告)は先述のとおりである。

第9表 4案比較対照

	中津分校本校昇格	明治30年度の分校設置場所	明治31年度の分校設置場所	分校増設数
第1案	認める	1分校のみ (場所は未定)	なし	1校
第2案	認める	北海道郡白杵町 直入郡竹田町 速見郡杵築町 (3校)	西国東郡高田町 日田郡 (2校)	5校
第3案	認める	速見郡杵築町 直入郡竹田町 宇佐郡宇佐町 北海道郡白杵町 (4校)	なし	4校
第4案	認める	速見郡杵築町 直入郡竹田町 宇佐郡封戸村 北海道郡白杵町 (4校)	日田郡三芳村 (1校)	5校

【注】『明治29年大分県通常会日誌』上より作成。

これら四案の相違を分かりやすくするため、表示したものが第9表である。

この表から、四案を検討すると次のことが分かる。

第一には、四案とも中津分校の本校昇格を認めていることである。中津分校は設置以来三年を経過しており(明治三十年から本校に昇格しなければ、四年生は大分本校に移らなければならなかった。)、本校昇格運動が活発化していたものと推測される。議員たちは、中津分校の本校昇格を共通意見として持っていたものといえる。

第二には、第一案は例外として、他の三案ではすべて明治三十年度の竹田町・杵築町・白杵町設置を予定していることである。逆にいえば、宇佐郡については三案とも異なっている。このことから、中学校設立問題は終始一貫して宇佐が焦点であったことが分かる。

第三には、第一案を例外として、他の三案とも四―五校の増設を予定していることである。これは、当初の県の予定(諮問案説明にある。)の六分校増設に近い数字である。したがって、県会としても、県と同様な数の分校増設の必要性を感じていたことが分かる。この必要性が、純然たる教育上のものか、政治

第10票 4案採決結果一覧

	賛成者(起立者)数
第1案	3名
第2案	8名
第3案	14名
第4案	14名

【注】この採決時における党派構成は、進歩党系15名(岡議長は除く)、豊州会系15名であった。賛成者の名前・党派は不明。各案を個別に採決したため、賛成者数は延べ数であり、複数案に賛成した者もいる。『明治29年大分県通常会日誌』上より作成。

的背景によるものかは別としても。

以上の四案について、各々の賛否を問う形で採決(賛成者起立)が行われた。その採決の状況を表示したものが第10表である。

この表の賛成者に注目すると、第三案(宇佐町設置)と第四案(宇佐郡封戸村設置)が同数であることが分かる。この数は単なる一致ではなく、事前に各党派内で調整された結果と推測する。

先述のごとく、豊州会は宇佐町設置には反対であったため、同党派の議員は第四案に賛成したものと推測される。また、進歩党系議員は第三案に賛成したものと推測される。(しかし、両党とも各々十五名なので、一人づつ非起立者がいたものと推測される。このため、過半数の十五名

に達しなかった。)。

採決の結果、すべての案が否決されたため、論議は白紙状態となってしまった。

このような事態を受けて、後藤が「消滅ノ儘ニ捨置ク詁ニ至ラサレハ議事細則第二十九条ニヨリ委員ヲ設ケ更ニ答申案ヲ起草セシムヘシ」と提案した。これに宮村も「各員ニ於テモ中学校ノ数ヲ殖スニ於テハ異論ナキモ、校数ト位置ニ就テ議論教派ニ分レ消滅セシモノナレハ、更ニ委員ヲ選ビ答申案ヲ起草セシムルカ至当ナリ」と述べて賛成している。他に赤嶺・梅木も賛成しており、答申案起草委員の選出に賛成したのは豊州会系議員たちであった。

これに対し、中島は「本日ハ是レニ閉会シ明日例刻迄ニ熟考スヘシ」と述べ、谷口も「七番(中島)ト同感。本日ハ此ノ儘閉会シ明日起草スルヤ否ヤヲ議スヘシ」として、進歩党系議員たちは反対した。なぜ、進歩党系議員が反対したのかと考えるとき、再度宇佐町を除外した答申案が作成されることを懸念したものであったと推測される。

結局、後藤の提案が十五名の賛成によって可決され(賛成者起立)、五名連記投票(記名か無記名かは不明。おそらく無記名と推測される。)が行われた。この時の党派構成は、進歩党系十五名(岡議長は除く。)、豊州会系十五であったことから、豊州会系議員全員が賛成したものと推測される。^(註)

この結果、後藤(十六票)・永田(十六票)・梅木(十五票)・片岡(十四票)・是永(十三票)の五名が選出された。

これら五名の選出地域・党派については、片岡が進歩党系で、それ以外の四名は豊州会系であった。したがって、答申案起草委員会も、また、豊州会主導で進められたことが推測される。

さらに、委員の人選にも問題があることも先述したが、後藤(竹田町)・片岡(白杵町)・是永(高田町)といった、地元候補地やそれに準ずる地域を抱える人物が選ばれている。これらの委員が、当然、答申案の起草過程で、地元を設置場所にしようとしたことは推測される。

次に得票数について分析すると、採決時の党派構成から考えて(進歩党系十五名・豊州会系十五名)、後藤・永田・梅木には豊州会系議員全員が投票したものと考えられる。ただ、後藤・永田については、各々一名づつ進歩党系議員からも投票したものと考えられる。片岡についても、一名を除く進歩党系議員全員が投票したものであろう。

このように、論議の過程では地元利益が前面に出てくる一方、重要時(採決など)には党派で方針を決め結束したものと考えられる。

特に、豊州会は、上記の四名については事前に人選をして、党議決定として投票したものであろう。一方の進歩党は、今回も一名しか当選しておらず、片岡だけについては人員調整を行ったにちがいない。

前回の調査委員投票時と同様に、進歩党は消極的態度を取っている。これは、起草委員選出に対する反対の意見が進歩党の内部にあったためと考えられる。

(白) 第三期

第三期は、十二月三日午後、答申案提示とそれに対する質疑応答から始まり、清田提出の新提案が可決されて決着するまでである。この間わずか一時間であった。(十三時二十五分―十四時二十五分)

開議冒頭、答申案起草委員長の後藤から答申案が発表された。この答申案には、

中津分校ヲ本校組織トシ、速見郡杵築、直入郡竹田ニ分校設置ハ諮問案ニ賛同シ、宇佐郡宇佐町トアルヲ北海道郡臼杵町トシ分校新設ノ相当ナルヲ認ムルヲ以テ明治三十年度ニ於テ直チニ経費議案ノ提出ヲ希望ス(中略)三十一年度ニ於テ西国東郡、日田郡二ヶ所ニ分校設置ノ経費議案提出相成度候

とあって、その要点は以下の通りである。

①明治三十年度の中津分校の本校昇格。

②明治三十年度の中学校分校設置場所は、速見郡杵築町・直入郡竹田町・北海道郡臼杵町の三ヶ所とする。

③明治三十一年度の中学校分校設置場所は、西国東郡と日田郡の二カ所とする。(具体的市町村名には触れず。)

この答申案の重要点は、宇佐郡設置自体が除外されていることである。これを先の四案と比較すれば、ほぼ第二案(是永修案正案)と同じものであることが分かる。(是永修正案との違いは、西国東郡の設置場所が未定になっているだけ。)このことから、答申案作成には、事実上是永が中心となったことが推測される。それに同調したのが、かつては是永案の賛成者の永田や片岡であったと考えられる。つまり、この答申案は是永案といってもさしつかえない程のものであった。

宇佐郡除外の理由として後藤は、

只字佐トアルヲ変シテ白杵トナシタルニ就テハ一言シ置カサルヘカラス。元來中津ニ遠カラサル宇佐町ニ更ニ分校ヲ設置セハ一地方ニノミ偏スルトノ一事原因トナリテ、為メニ数多ノ論議モ起リ終ニ全ク消滅スルニ至リシナリ(中略)畢竟一地方ニ偏シタルカ為メ斯ク消滅ヲ來タセシニ非スヤ

と説明して、数日來の論議紛糾の主因は、宇佐設置にあるとしている。この「宇佐元凶論」の根底には、豊州会系議員(後藤も含まれる。)に共通した宇佐町設置反対の考えがあったものと推測される。

答申案についても、反論や質問が出されたが、特に佐藤道生の発言が目立った。

例えば、「宇佐町トアルヲ変シテ白杵町トナシタル主意ハ如何」・「宇佐郡ハ本県下ノ各郡ニ比シ凡テノ点ニ於テ第二位ニアルモノナリ。然ルヲ此宇佐郡ニ設置セスシテ之ヨリ以下ノ郡ニ設置スルトハ標準ヲ失シタルコトニハアラサルヤ。何ニヨリ宇佐郡ヲ除キシヤ」・「単ニ地形ニ関シテノミ宇佐ヲ除ケルカ如シ。然ラハ生徒ノ数ノ如キハ如何ニスヘキヤ。不問ニ措クヘキ意見ナリヤ。」・「今宇佐ハ中津ニ近キヲ以テ地形上欠点アリトシテ之ヲ排スルハヨシ。然レトモ三十一年度ニ於テ玉津ニ分校ヲ設置云々ト云ヒシハ如何ナル主意ナリヤ。玉津ノ地果シテ何ノ資格ヲ有スルヤ」などがあげられる。

佐藤道生がこれ程までに強く宇佐設置にこだわり、答申案に反対した理由は何であらうか。

進歩党の方針が宇佐町設置であっただけでなく、佐藤道生の地元事情も大きく影響していると考えられる。即ち、答申案通り西国東部に中学校分校が設置された場合、隣接の東国東郡(佐藤道生の地元)には設置が絶望的になるという理由からだと思われる。⁽²⁸⁾

他には、宮村の明治三十年度の宇佐町設置賛成及び明治三十一年度の二分校追加反対や、益永の日田郡設置を明治三十年度に早めよという意見があるくらいで、答申案に対する反論は多くは出なかった。

最終的には、清田提出の新提案が中学校設立問題に決着をつけることとなった。

その清田案とは次のようなものであった。

本員ハ起草委員ノ報告ニハ反対ノ意見ヲ有スルモノナルヲ以テ別ニ一動機ヲ發セント欲ス(中略)宇佐郡ノ如キハ入學志願者ノ數ヨリスルモ中等教育ノ有様ヨリ見ルモ充分ニ分校設置ノ資格ヲ有ス。故ニ先ツ三十年度ニ於テハ目下ノ急ニ差迫リ居ル以上ノ四ヶ所ニ分校ヲ設置シ、他ハ三十一年度ニ廻サ、ルヘカラス。勿論費用ニサヘ差支ヘナクハ日田郡三芳村、南海部郡佐伯町、東国東郡国東町ニモ設置スヘキノ必要アレトモ奈何セン費用ニ制限アルヲ以テ右三ヶ所ハ遺憾ナカラモ翌年度ニ廻ハスコト、シテ知事ニ答申シタシ

この要点は次の通りである。

①明治三十年度の中津分校の本校昇格。

②明治三十年度の中学校分校設置場所は、直入郡竹田町・速見郡杵築町・北海部郡臼杵町・宇佐郡宇佐町の四カ所とする。

③明治三十一年度の中学校分校設置場所は、日田郡三芳村・南海部郡佐伯町・東国東郡国東町の三カ所とする。したがって、明治三十一年度に七校の中学校分校を設置する。

この清田案では、①②の部分は先の挾間案と同じであるが、明治三十一年度の中学校分校設置場所が三カ所に増えている。この清田案を分析すると、次のことが分かる。

まず第一に、答申案と比較すると、明治三十年度の宇佐町及び明治三十一年度の佐伯町と国東町が増え、一方、明治三十一年度の西国東郡が削除されている。増加した宇佐町については、進歩党が設置方針であったといわれ、また、佐伯町と国東町も各々清田自身と佐藤道生の地元であった。

即ち、清田案は進歩党の党派方針と同党の議員の地元利益を折衷した案であり、進歩党の巻き返し案と捉えてよいと考える。

したがって、この清田案に対して、谷口や佐藤道生といった進歩党系議員たちはすぐさま賛意を表して採決を迫ったのに対し、赤嶺や矢幡などの豊州会系議員は慎重な態度を取った。

結局、岡議長の進行で清田案が採択され、二十九名中十五名の賛成で可決された。なお、採決時の党派構成は、進歩党系十五名(岡議長を除く)、豊州会系十四名であり、進歩党系議員全員が賛成したものと推測される。これは、先述のように、重要局面では党派的に結束した結果であろう。

さらに、県会の最終答申案となった清田案について分析してみたい。

清田案では、二年継続にせよ、七郡に中学校分校の増設を予定しており、これが実現すると、玖珠・西国東・大野の三郡以外のすべての郡に中学校が設置されることとなる。県の予定の八中学校体制よりも一枚多いことになる。

これは、県下各地域(郡)の地域利益の対立の共存を図るための最大妥協案であったと考えられる。換言すれば、こうでもしなければ各地域の地域利益対立は決着しなかったということになる。

それと同時に、清田案は進歩党の方針(宇佐町設置という方針)を踏まえた党派色の強い案であったことも事実である。したがって、この案が最終答申案に決定したということは、次の二つの意義を持つと考えられる。

中学校設立問題で、党派的には、進歩党が勝利したということであり、地域的には、宇佐町が勝利したということである。進歩党が中学乱立ともいえる清田案を支持したことは、その中学校政策がどのようなものであるかを物語っているといえよう。進歩党は県経済に多少の負担とはなっても、地域利益の追求を優先したのであり、積極主義財政の方針を取っていたことを実証している。

局地的な地域利益の実現を、民力休養や政費節減に優先させる傾向が地方会議の場で顕在化してくるのが、日清戦争後の時期であった。この時期から、鉄道敷設・府県立学校増設・各種土木事業が、地方議会の主な議題となっていた。そして、それを推進したのがかつての民党勢力であった。

この中学校設立問題は、地域利益が前面に出ているが、それを調整する機能を党派が担っていたと考えてもよいであろう。地域利益の対立が抜き差しならぬものとなった時、党派の求心力が新展開へと導いていったのである。

清田案がまとめられて県会の答申案となり、岡議長によって平山知事に対して答申された。その全文は以下の通りである。⁽²⁸⁾

答申

一三十年代ニ於テ下毛郡中津町ニ設置セル県立尋常中学位ヲ本校トシ、尚ホ宇佐郡宇佐町、速見郡杵築町、北海部郡臼杵町、直入郡竹田町ノ四ヶ所ニ各県立尋常中学位ヲ設置スル事

一三十一年度ニ於テ東国東郡国東町、南海部郡佐伯町、日田郡三芳村ノ三ヶ所ニ県立尋常中学位ヲ設置スル事
右及答申候也

明治二十九年十二月 日

大分県会議長 岡健一

大分県知事

平山靖彦殿

この答申案によって、翌年四月には中津分校が県立中津尋常中学校となり、同校の分校として宇佐分校が開校し、県立大分尋常中学校の分校として、杵築分校・竹田分校・臼杵分校が開校した。

しかし、明治三十一年四月開校予定であった日田・東国東・南海部各郡の分校は、県財政上の理由と文部省の指導によって実現しなかった。実際に、佐伯町に中学校が開校するのは明治四十三年であり、日田町・国東町に開校するのは各々大正九年と十年であった。

おわりに

紙幅の関係上、党派と地域利益の二点を主な視点として県会論議を分析したが、この結果、政治的背景が中学校設立問題を大きく規定していることが分かる。

多くの議員発言を紹介したが、教育的視点からの発言はほとんど見られない。つまり、議員たちは中学校教育の本質を理解せずに、ただ、政治的視点からのみ論じているのである。

大分県の場合、県会でこれ程までに紛糾したのは、近世の歴史に由来する各地域間の対抗意識や独立意識が濃厚だったからである。他の地域に中学校が設置されるのであれば、自分の地元にもという意識が強烈に働き、それが議員発言の背景となつたと考えられる。

教育問題だけでなく、県会論議すべては、政治的背景抜きには考えられないが、特にこの中学校設立問題については、地域利益の対立という政治的背景が大きく影響したのであった。

その結果、わずか二年間で七校設置という、県経済を全く無視した決着となったのであった。(実際には四校で終わったが。)このような論議の分析を通じて、百年前においても、政治が教育を大きく規定している事実に改めて驚かざるを得ない。中学校の設立は、県財政の支出を伴うため、当然県会での主要論議となる性格のものであった。

しかし、その設立問題が単なる政争と化してしまったことは、大分県政や教育にとって誠に残念なことであったと思う。教育と政治、両者の関係は時代や地域を問わず微妙な関係といえよう。ただ、教育的見地を乗り越えて、政治が教育に規定を加えることはあつてはならないと考える。

【凡例】本稿において引用した史料については、旧字体をすべて新字体に改めた。

また、年号については、原則として元号(明治)を用い、適宜西暦を併記した。

【注】

(1) 本稿ではこれを中学校設立問題と通称する。

(2) 明治二十四年八月施行の府県制(第三条)によって、それまでの府県会規則時代の直接選挙(単選法)から、郡会と郡参事会合同の選挙会による間接選挙(複選法)に変化した。この複選法は明治三十二年の府県制改正まで続く。

(3) 中央の立憲改進黨の大支部ともいべき豊州改進黨は、一八八二(明治十五)年に結成され、一八九六(明治二十九)年に中央の改進黨の改名に伴って進歩党と称した。本来、県政野党的存在として発足したが、この当時は積極財政主義や地域利益追求方針によって県当局支持の立場に回ることが多かった。一方の豊州会の結成時期については、異説(一八八三・明治十六年と一八八九・明治二十二年)があるが、いずれにしても、西村県政の与党勢力として結成された国権政党であった。しかし、この当時は、進歩党との対抗上、県当局反対の立場を取ることが多かった。両党の県会での勢力は、明治十年代(二十年代前半は圧倒的に豊州改進黨が優位であったが、次第に両党の勢力差は縮まり、一八八九年(明治三十二年)にはその立場が逆転する。したがって、第十八通常県会当時は、豊州会が進歩党に追いついて来て、伯仲する直前の時期と判断するのが適当であろう。拙稿『明治中期・中学校設立問題と政治的背景―大分県を例として―』(兵庫教育大学大学院学校教育研究科修士論文 一九九六年 第一章第三節及び第二章第二節の一)による。

(4) 米田俊彦『近代日本中学校制度の確立』東京大学出版会 一九九一 第三部第三章。『大分県史』近代編Ⅱ 大分県 一九八六 七三一―七四頁。ただし、『大分県史』近代編Ⅱの該当箇所には、あきらかな県会日誌の誤脱による記述ミスや議員の氏名まちがいさえ存在するが、ここでは紙幅の関係上詳細な訂正は控えておく。それに対し、米田氏の研究は大分県を含む全国的な中学校設立運動に関するものであり、筆者は前掲書から大きな学恩をこうむった。ここに感謝しておきたい。

(5) 明治二十九年度で、男七九・〇%、女三八・一%、平均五九・四%であった。男子の就学率はこの年に全国平均に並んだ。

(前掲拙稿第二章第一節の一による。)

(6) 具体的志願者数の調査を県当局が実施していることが、『明治二十九年大分県通常会日誌』上より分かる。

(7) 米田氏前掲書一〇三頁。

(8) 『有永家文書』は、東国東郡熊毛村(現在の東国東郡国見町岐部)の有永家伝来のものであり、近世より近代に至る一大史料群でうる。この中に、明治中期の東国東郡の中学校設立運動に関する文書が数点含まれており、米田氏も前掲書第三章の中で一部使用されている。

(9) 『創立七〇周年記念誌』大分県立臼杵高等学校 一九六七 一二頁。

(10) 『教育実驗界』第三巻第十号 一八九九年五月一〇日 四六―四七頁。岡視学官とは、岡五郎文部省視学官のことである。

(11) これと同様な例が、福島県にも存在する。山谷幸司「明治後期福島県に於ける中学校の設置形態論争に関する考察」(『東北大学教育学部研究取録』第十七号 一九八六)。

(12) 米田氏前掲書第三章第三章。

(13) 前掲拙稿第二章第一節の三「宇佐郡の中学校設立運動―設立委員の分析を中心として―」。

(14) 『校友会雑誌―創立四十周年記念号―』第四十二号大分県立宇佐中学校 一九三八。到津公熙は当時二十七才で、宇佐神宮宮司公誼の息子であった。

(15) 前掲拙稿付属資料「大分県会県会議員調査表」その一―十二。

(16) 『諮問案説明書』(大分県立図書館蔵)には、「各地方ニ中学本分校大凡ソ八校ヲ要スルノ割合トナル(中略)来ル明治三十年度ニ於テ先ツ中津ノ中学分校ヲ本校ト為シ、杵築竹田宇佐ノ三ヶ所ニ中学分校ヲ設置シ其他ハ将来經濟ヲ慮リ地理ヲ察シ緩急ヲ計リ漸次増設ヲ為サントス」とあって、県当局は将来的には八中学校体制をこの時点で既に計画していた。

(17) 米田氏前掲書第三章第三章。

(18) 前掲白杵中学第一回生奥津幸三郎の回想談には、「白杵選出の片岡清松議員は、白杵商工会をバックに激しい議場でのかけ引きの中で、白杵人士が教育に熱意を示す裏付けとして、県から示された条件の人員確保は勿論、校地校舎の見通しの確実なことを申し立てて強引に決定に持ち込んだのであるが」とあり、片岡が白杵設置に意欲的に動いたことが語られている。

(19) 米田氏は前掲書二二三頁で、「進歩党は字佐町設置ではほぼ一致していたものと思われる。」と述べられている。筆者も、議員発言の分析結果、字佐町設置反対理由の一つに、党派の背景が存在したものと考える。

(20) 字佐町設置については、党派で方針の違いがあったが、白杵町設置については、党派にかかわらず調査委員全員が賛成したものと考えられる。それは挟間の「白杵町ニモ分校ヲ設置セントス。此事ニ就テハ他ノ委員ト意見ヲ同フセリ。」の発言からも裏付けられる。

(21) 米田氏も前掲書二二三頁で、「この採択の場面では進歩派と豊州会はそれぞれ結束したものである。」とされており、筆者も同氏の見解に従わせていただく。

(22) 米田氏は前掲書二二三頁で、「豊州会は出席者の多数を占めていたためか、直ちに再度委員を選出することを提案した。」とされているが、この時の党派構成は、進歩党系十五名(岡議長を除く。)、豊州会系十五名であった。したがって、同氏の推測はあてはまらないのではなからうか。

(23) この点については、米田氏も前掲書二二三頁で同様の見解を示されており、筆者もこれに従わせていただく。

(24) 有永貞夫「明治国家と民衆統合」(『岩波講座日本歴史』第十七巻 近代四 岩波書店 一九八一)二四七―二四八頁。

(25) 『大分県会史』第二編第三章 大分県 一九〇九 三四三頁。